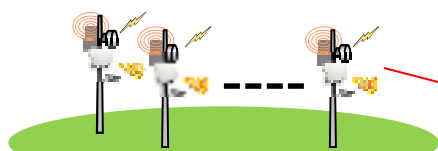


2. 住民向け公衆Wi-Fiサービスのサービスタイプ

住民向け公衆Wi-Fiサービスには、現在1つのサービスタイプがあります。
(サービスタイプは、今後利用形態に合わせて追加していきます。)

(1) 住民向け公衆Wi-Fiサービス（モバイルタイプ）

島内の屋外で住民向け公衆Wi-Fiサービスの電波を受信できる場所で、スマートフォンやタブレット端末から公衆Wi-Fi経由で「インターネット」を利用するものです。利用申請は接続する機器ごとに行います。



久米島町 全島Wi-Fi
住民向け公衆Wi-Fiサービス

住民が利用申請すると、島内のWi-Fiアクセスポイント周辺でパソコン・スマートフォン・タブレット端末からWi-Fiサービスが利用できます。

3. 利用申請する前にすること

住民向け公衆Wi-Fiサービスのモバイルタイプを利用するにあたっては、以下のすべての確認事項を理解いただき、同意して頂く必要があります。

- 確認1** 公衆Wi-Fiサービスについて以下の内容を理解し、また、同意します。
- 久米島町の公衆Wi-Fiサービスの内容を理解した上でサービスを利用します。
 - 公衆Wi-Fiは通信能力(通信速度)と通信品質(障害や台風・災害・停電で利用できなくなることがあります)が保証するものではないことを承諾します。
 - 警察・裁判所からの情報開示要請時には、情報提供されることを承諾します。
 - 久米島町の住民としてマナーを守り利用します。

- 確認2** 公衆Wi-Fiサービスの利用にあたって以下のマナーを守り同意します。
- 大容量の画像や動画の送受信は行いません。
大容量の画像や動画の送受信を行うと他の利用者が公衆Wi-Fiサービスを利用できなくなる可能性があります。
 - インターネット接続し、不正に攻撃・侵入・データ入手等はしません。
 - 接続する端末には、利用者が責任を持ってウィルス・スパイウェア対策を行います。
 - 有害なサイトへのアクセスはしません。
必要に応じてURLフィルタリング等の対策を利用者が責任を持って行います。
 - 国内で認められている機器(技適マーク)以外は接続しません。

上記すべての確認項目について理解・同意いただきましたら、「住民向け公衆Wi-Fi利用申請書」と「公衆Wi-Fi利用規約(同意書)」に記入(必要事項の記載とサイン、又は押印)し、公衆Wi-Fiサービス受付窓口に提出下さい。